第十四条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）がその区域内において設置される一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、別表第十七の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設を除く。）に係る第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条において「申請年度」という。）の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十七において「対象期間」という。）の稼働実績（使用済燃料の再処理施設にあってはトンを単位とする使用済燃料の対象期間の処理量、混合酸化物燃料の加工施設にあってはトンＨＭを単位とする混合酸化物燃料の対象期間の加工量、廃棄施設にあっては本を単位とする容器（二百リットルドラム缶相当）の対象期間の搬入量をいう。）が、対象期間の末日における設備能力（使用済燃料の再処理施設にあってはトンを単位とする使用済燃料の対象期間の最大処理能力、混合酸化物燃料の加工施設にあってはトンＨＭを単位とする混合酸化物燃料の対象期間の最大加工能力、廃棄施設にあっては本を単位とする容器（二百リットルドラム缶相当）の対象期間の最大搬入量をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該施設の種類に応じた設備能力を表す数に当該施設の種類に応じて別表第十七備考二、八又は十四に定める金額をそれぞれ乗じて得た金額とする。

3　原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設に限る。）に係る申請年度の前々会計年度における年間の稼働実績（トンＳＷＵを単位とする製品ウランの年間生産量）が、申請年度の前々会計年度の末日における設備能力（トンＳＷＵを単位とする製品ウランの年間最大生産能力をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、第一項の規定にかかわらず、当該施設の設備能力を表す数に別表第十七備考十に定める金額を乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。

4　原子力発電密接関連施設（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設に限る。）に係る対象期間の末日における貯蔵量（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の貯蔵量、再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物の貯蔵量、使用済燃料の貯蔵施設にあってはトンを単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量をいう。以下この項において同じ。）が、対象期間の末日における最大貯蔵能力（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最大貯蔵能力、再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力、使用済燃料の貯蔵施設にあってはトンを単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、第一項にかかわらず、当該施設の種類に応じた最大貯蔵能力を表す数に当該施設の種類に応じて別表第十七備考四、六又は十二に定める数をそれぞれ乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。ただし、一の対象期間の末日における貯蔵量が最大貯蔵能力の十分の八以上になった施設に対しては、当該申請年度以降、この項の規定は適用しない。

5　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）がその区域内において設置される市町村のうち一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該年度の前三項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積
／
複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

6　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設がその区域内において設置される全ての市町村（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の当該年度の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。

7　一の原子力発電密接関連施設に係る前六項の交付金は、第八条にかかわらず、当該施設の使用が開始される日が属する会計年度の翌会計年度から、当該施設が廃止される日が属する会計年度までの期間に交付するものとする。

第十五条　廃止に関する計画が確実である事業所（機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下同じ。）の設置の用に供されるものに限る。）の所在市町村に対して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額及びこれに隣接する市町村（原子力発電供用施設隣接市町村若しくは原子力発電供用施設隣々接市町村のうち文部科学大臣が地域経済の自力的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。）に対して原子力発電供用施設所在等都道府県を経由して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額の合計額は、それぞれ一億円とする。

2　市町村合併により、原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の事業所の廃止に関する計画が確実となった場合にあっては、当該事業所に係る本条の交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

（交付限度額の特例）

第十六条　主務大臣は、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、第四条から前条までの規定にかかわらず、別に主務大臣が定める金額を交付金の交付限度額とすることができる。

（交付金の交付申請）

第十七条　交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が、特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第十八条　主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2　前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。